

## インフルエンザによる出席停止について

インフルエンザにかかった場合、学校保健安全法第19条の規定により、お子様は出席停止になります。この期間は、欠席扱いとなりません。医師の指導のもと、御家庭で十分休養していただきますよう、お願いいたします。

登校される際は、次の「インフルエンザ報告書」に医師の受診結果と登校日当日の健康状態について記入し、学校へ提出していただきますよう、お願いいたします。

なお、登校の可否を確認するための、医療機関への受診及び証明書の取得は必要ありません。

- ・ インフルエンザの出席停止期間は、発症した後5日を経過し、かつ解熱後2日（平熱になってから48時間）を経過するまでです。裏面の資料を参考に、登校可能日を御確認ください。
- ・ 登校される際は、マスクの着用と手洗いの励行をお願いいたします。
- ・ 御不明な点がありましたら、かかった医療機関や学校に御相談ください。

-----切り取り線-----

道志小学校長 様

## インフルエンザ報告書

医師の診断（疑いを含む）とその後の経過、朝の健康観察結果を報告します。

◇ 受診後、医師または、保護者の方が記入してください。

	年	名前
-----		
1	診断名	( )
2	診断年月日	年 月 日
	( 参考出席停止期間	年 月 日 ~ 年 月 日 )
3	受診医療機関名	

◇ 登校日の朝、保護者の方が記入してください。

4	解熱した日	年 月 日
5	登校する日の朝の健康観察	
	* 検温結果	( 度 )
	* 咳	なし ・ ある
	* 鼻汁	なし ・ ある
	* のどの痛み	なし ・ ある
	* その他の症状	なし ・ ある ( )

上記のとおり報告します。(登校日の日付) 年 月 日

保護者名



## 「インフルエンザ出席停止期間の基準」早見表

		発症日 (0日目)	発症後 1日目	発症後 2日目	発症後 3日目	発症後 4日目	発症後 5日目	発症した後5日を経過した後			
	発症後1日目に解熱した場合	発熱	解熱	解熱後 1日目	解熱後 2日目	発症後 4日目	発症後 5日目				
		出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	登校可能		
	発症後2日目に解熱した場合	発熱	発熱	解熱	解熱後 1日目	解熱後 2日目	発症後 5日目				
		出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	登校可能		
	発症後3日目に解熱した場合	発熱	発熱	発熱	解熱	解熱後 1日目	解熱後 2日目				
		出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	登校可能		
	発症後4日目に解熱した場合	発熱	発熱	発熱	発熱	解熱	解熱後 1日目	解熱後 2日目			
		出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	登校可能	
	発症後5日目に解熱した場合	発熱	発熱	発熱	発熱	発熱	解熱	解熱後 1日目	解熱後 2日目		
		出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	登校可能

出席停止の期間中は、家庭で安静に過ごしましょう。

※学校保健安全法施行規則の改正により、インフルエンザの出席停止期間の基準が「解熱後2日を経過するまで」から

「発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日（幼児にあっては3日）を経過するまで」と変わりました。

発症した日からかぞえると、6日間の出席停止が必要ということになります。

その後は、解熱した日によって出席停止日が延期されていきます。

### 参考

「解熱した後2日を経過するまでとは？」

月曜日に解熱 →

火曜日 → 水曜日  
(解熱後1日目) (解熱後2日目)

→

(この間発熱がない場合)

→ 木曜日から出席可能